

コラム

「子どもの貧困」と学生による学習
支援ボランティアの意義

主権者教育と若者の政治参画

「子どもの貧困」と学生による学習支援ボランティアの意義

弘前大学 教育学部 教授 宮崎 秀一

日本の子どもの貧困が社会問題としてクローズアップされ、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定、施行されました（平成 26 年 1 月）。同法は対策の柱の 1 つに「教育の支援」（第 10 条）を掲げています。多くの小・中学生が放課後や休日に学習塾に通い学校の補習や受験に備えるのに対し、経済的に苦しい家庭の子どもはそうした手段を利用できないことから、学力格差、進学先の格差が生じ、将来貧困の連鎖につながると言われます。

この状況を解消するため、低所得や一人親家庭の子どもを対象とする学習支援ボランティアが青森県でも最近活発に展開されつつあります。中には、今話題の「子ども食堂」と連動した形態の事業も散見されます。

例えば青森市の「サタデイ☆くらぶ」は、平成 22 年から市の母子寡婦福祉会会員の小学生から高校生の現在約 15 人を対象に、毎週土曜の午前中に開催してきました。スタッフの中心は青森県立保健大学の児童福祉研究会の学生です。ここでは、学習指導だけでなく、従来からデイキャンプ、クリスマス会、お花見などのイベントも盛り込んでいましたが、平成 29 年度からは月に 1 回、勉強のあと母親たちが用意してくれた昼食を一緒にとることによって、食育も兼ねるようになりました。



他方、平成 29 年 5 月にスタートした弘前市の「NPO 法人マザーフィールド」の活動は、「子ども食堂ファミリーキッチン」（平成 27 年）とコラボし、弘前大学の学生サークル「teens & law」の協力を得て、学習支援もセットで行うようになり、現在に至っています。現在は、毎週水曜の夕方から夕食をはさんで一人親家庭の子ども 10 数人が登録・参加しています。いずれの事業も開設当初から参加児童は徐々に増加し、受入れ体制の補強を迫られているとのことです。



この「子ども食堂+学習支援」活動の意義と効果は二重の意味で絶大なものがあります。第 1 に、ここで子どもたちが得るものは、単なる栄養補給や成績アップではありません。最大の魅力は、こうした学びの場では、自分たちのロールモデル的存在である大学生のお兄さん・お姉さんと食事と勉強、ときには遊びを通じた交流の中で、自分の存在をしっかり受け止めてもらえることにあります。2 時間ほどのお勉強とお食事

タイムの中で、「よくできたね」と褒められ、「姿勢が悪い」と注意され、あるいは休憩時間に好きなアニメやタレントの話で盛り上がりたりする瞬間は、素のままの自分を表出できる貴重な成長の糧となっているはず。経済的なハンディを抱えた日々の生活と将来に対する不安感が軽減・解消し、ひいては自己肯定感、自尊感情を回復していくのだと考えられます。

第2に、見落としとしてはならないのは、これら学生ボランティアが苦しい境遇にある子どもをサポートすることの意義です。学生の多くはある意味で恵まれた環境の下で育ってきて、今「最高学府」で学ぶ機会を享受しています。でもこの活動に参加することで、子どもの暮らしに潜む経済的格差とその結果としての食や教育機会の格差という現実を目の当たりにし、その不公正さと課題を意識するに至ります。換言すれば、子どもの成長を支援している学生自身が、活動を通じて成長する機会を得ていることを意味します。

困難を抱える子どもたちが、少し上の若者世代の温かい励ましと支援により自信と希望を持って自分の進路を歩むことができ、学生たち若者世代の中に子どもの貧困の連鎖を許してはならないという精神が浸透していくならば、子どもの貧困対策法が基本理念に掲げている「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会」の実現（第2条）が可能になるのではないのでしょうか。

主権者教育と若者の政治参画

東北女子大学 家政学部 講師 小野 昇平

平成 25 年 7 月（参院選）、平成 26 年 12 月（衆院選）の選挙で、青森県の平均投票率はいずれも全都道府県中 47 位（最下位）でした。直近 2 回の選挙ではこの点は改善し、平成 28 年 7 月（参院選）が 27 位、平成 29 年 10 月（衆院選）が 26 位となっています。

他方、平成 28 年の参院選から、いわゆる「18 歳選挙権」が実現し、これまで投票権を有していなかった 18 歳と 19 歳も投票を行うことができるようになりました。その 18 歳と 19 歳の投票率を県別に並べると、青森県は平成 28 年 7 月（参院選）が 38.96%で 38 位、平成 29 年 10 月（衆院選）が 38.65%で 30 位となっており、全国的に見ても低調だということが分かります。

とは言え、全国平均でも、18 歳 19 歳の投票率は、いずれの選挙においても全体の平均投票率よりも 10%程度低くなっています。そこで現在、上述の「18 歳選挙権」導入に合わせて導入された、「主権者教育」が注目されています。文科省もこれを推奨し、実際に様々な学校、特に高校において、大学や選挙管理委員会、NPO 法人等による出前講義などの形で、投票を呼びかけるような内容の主権者教育が行われています。

筆者も、所属する大学の講義において、主として 1, 2 年生を対象に、「選挙」を意識した主権者教育をこれまで行ってきました。中でも、「地域の課題を考える」をメインテーマとした弘前市内 3 大学（弘前大、弘前学院大、東北女子大）の共通授業（「大学コンソーシアム学都ひろさき」の事業）においては、「若者の政治参画」というテーマで、参加学生たちに、28 年の参院選を素材にして、それぞれの政党の特徴やそれぞれの争点における各政党の主張についてグループで話し合いをさせ、最後に各自一つだけ政党を選択し、実際に投票するという作業を行ってもらいました。



この授業は、表面的には投票率の低さを改善することを目的としているようですが、その内実はむしろ投票先を真剣に選択するプロセスを疑似体験させ、自分が投票に行くことにどのような意味があるのか、自分が投票することで何を期待するのかを考えさせることを目的としていたものでした。

主権者教育は得てして「投票率向上教育」ととどまりがちであり、それゆえ「選挙」が公示されるなどして世間が選挙モードに入った辺りから、実際に投票を行うまでの期間においてだけ世間の注目を集めるというのが現実であるように思えます。しかし本来あるべき主権者教育は、国民主権の担い手を育成することであり、単に選挙で投票することを推奨するだけのものではありません。筆者が上述の講義で意図していたのはそのようなことでした。

だからこそ、主権者教育で行うべきことは、普段から社会の出来事を他人事、対岸の火事と思わず、自分がその出来事の当事者であればどうするかを常に考えること、また投票に行くだけでは終わらず、自分が投

票した候補者が（当落に関わらず）その後どのような政治的活動を行っているのかを継続的にチェックしていくことなど、自分たちの国、自分たちの住む街のあり方は自分たちが決めるのだという意識を涵養することだということになります。

さらに、主権者教育で見逃されがちな点ですが、年齢等の条件を満たせば、自らが議員や首長選挙に立候補することもできる訳ですから、「選ぶ側」だけではなく、「選ばれる側」に立つこともできるのだ、ということも十分に伝えていく必要があります。そして、自分が議員や首長となった際にも、自分があくまでもその国の国民、その街の住民の「代理人」としてそのような立場にあるのだということを十分に認識したうえで行動する、そのような人物を育成していくことも重要でしょう。

今から 250 年ほど前に、高名な政治思想家のルソーは選挙について次のように皮肉っていました。「イギリス人民は、自分たちは自由だと思っているが、それは大間違いである。彼らが自由なのは、議員を選挙する間だけのことで、議員が選ばれてしまうと、彼らは奴隷となり、何ものでもなくなる。」このような皮肉が現在も通用しているとすれば、ある意味人類は進歩していないということになりましょう。

主権者教育が担うべき役割は、その意味でも重要なのです。